

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律 案の概要

2022年3月11日
経済産業省 産業保安グループ[°]
ガス安全室

高圧ガス保安法等^(※)の一部を改正する法律案の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律

背景

- ✓ 近年、産業保安分野において、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた保安規制の見直しが必要。

法案の概要

- ✓ (1) スマート保安[※]の促進、(2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、(3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の3つを柱に、高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

(1) スマート保安の促進

- ✓ 「認定高度保安実施事業者制度」の創設【高圧・ガス・電力】

【高圧ガス保安法第39条の13～第39条の27】 【電気事業法第55条の3～第55条の13】
【ガス事業法第34条の2～第34条の13、第71条の2、第71条の3、第84条の2、第84条の3、第104条の2、第104条の3】

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を厳格に審査・認定し、安全の確保を前提に、その保安力に応じ、手続や検査の在り方を見直す。

- ・許可・事前届出を事後届出・記録保存へ
- ・国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみに
- ・常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、検査時期や保安人員の配置を柔軟化 等

⇒ テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

(2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

- ✓ 太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し【電力】

【電気事業法第38条第3項、第46条、第51条の2第3項】

小規模な太陽光・風力発電設備[※]を、「小規模事業用電気工作物」と位置付け、基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- ・設備の設置者の基礎情報の届出義務（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- ・技術基準維持義務、使用前自己確認（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

＜太陽光パネルの崩落＞



＜風車の羽根の脱落＞



令和3年4月～12月
未までに報告された小
出力発電設備の事故
件数は**158件**。

- ✓ ガス事業者間の災害時の連携強化【ガス】 【ガス事業法第56条の2】
災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

(3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

- ✓ 燃料電池自動車の規制の一元化【高圧】 【高圧ガス保安法第3条第1項第5号、第49条の4の2、第56条第5項】

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について規制を一元化（高圧ガス保安法から適用除外）。

- ✓ 「登録適合性確認機関」による確認制度の創設【電力】 【電気事業法第48条の2、第67条～第80条】

今後導入が進む風力発電設備について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、専門機関（「登録適合性確認機関」）が技術基準の適合性を確認する仕組みとする。

(法令)道路運送車両法
(所管)国土交通省



(法令)高圧ガス保安法
(所管)経済産業省